

令和4年3月16日福島県沖地震に係る代替償却資産特例措置のお知らせ

令和4年3月16日福島県沖地震により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対しては、課税標準を軽減する特例措置が適用されます。(地方税法第349条の3の4) 該当する場合は、下記に従って申告書類を提出してください。

1 被災資産の代替償却資産特例適用の要件

(1) 対象者

令和4年3月16日福島県沖地震により滅失又は損壊した償却資産の所有者

(2) 対象資産（代替償却資産）

- ①令和4年3月16日福島県沖地震により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した償却資産
- ②令和4年3月16日福島県沖地震により損壊した償却資産を修理又は改良を行った場合の改良費（資本的支出に限る）

(3) 取得期限

災害発生日（令和4年3月16日）から令和9年3月31日までの間に取得又は改良した場合

(4) 適用期間と特例率

取得又は改良が行われた日後、最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分、課税標準となるべき価格の2分の1の額を軽減します。

《注》

- ◆原則、旧償却資産と種類が同一であり、使用目的又は用途が同一であると認められる代替償却資産に限ります。
- ◆地方税法第349条の3又は同法附則第15条から第15条の3までの課税標準の特例制度の適用を受ける代替償却資産については、特例適用後の課税標準からさらに2分の1を軽減します。

2 申請書類

- ①令和4年2月13日福島県沖地震に係る代替償却資産特例適用申告書（様式第1号）
- ②令和4年2月13日福島県沖地震に係る代替償却資産対照表（様式第2号）
- ③被災償却資産が令和4年3月16日福島県沖地震により滅失又は損壊したことを証するもの
[被災資産について確認できる「被災届出証明書（写し）」や写真 等]
※福島市へ償却資産の災害減免の申請をされた被災資産については提出不要です。
- ④令和4年1月1日現在に所有している償却資産の詳細が記載されている書類
[被災償却資産が記載された、資産所在市町村の償却資産明細書（写し）等]
※福島市の令和4年度償却資産課税台帳に登録された償却資産については提出不要です。
- ⑤被災償却資産について代替償却資産を新たに取得した場合は、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、被災償却資産が償却資産課税台帳上登録されていないことを証する書類。
[被災償却資産を除却又は売却等の処分をしたことが分かる書類（写） 等。]
※福島市の償却資産課税台帳で登録されていないことが確認できる場合は提出不要です。

⑥改良等を行った場合は、その金額が確認できる書類。

[見積書、納品書 等]

※福島市へ償却資産の災害減免の申請をされ、申請書類として同等の書類の添付がある場合については提出不要です。

■令和4年1月2日から災害発生日(令和4年3月16日)までの間に取得し、令和4年3月16日福島県沖地震で被災した償却資産については、災害発生時に被災地に所在、所有していたことを証する書類を提出してください。(納品書(写し)等)

■代替償却資産の取得者が、旧資産の所有者の相続人である場合や、合併・分割承継により資産の所有者となった法人である場合は、以下の書類を添付してください。

ア) 相続人の場合: 相続人であることを証する書類(戸籍謄本等)

イ) 合併・分割承継法人の場合: その法人であることを証する書類(登記事項証明書等)

申請をされる方は、申請書等書式を福島市ホームページに掲載しておりますのでダウンロードいただくか、郵送にてお送りしますので下記問い合わせ先までご連絡ください。

【上記申請書類提出の要、不要について】

区分 必要書類	市内で被災し市内に 代替資産を取得	市外で被災し市内に 代替資産を取得	市内で被災し市外 に代替資産を取得
①	○	○	—
②	○	○	—
③	△ (減免申請済の場合は不要)	○	—
④	—	○	—
⑤	—	○	—
⑥	△ (本市への減免申請時 提出がある場合は不要。)	○	—

3 提出先及びお問い合わせ先

提出先 福島市役所資産税課

【問合せ先】 福島市役所 資産税課 償却資産係 TEL 024-525-3730